

全国がん登録に関する説明会

○H28.5.10（火）

○H28.5.13（金）

資料 2

全国がん登録の届出方法等について

栃木県保健福祉部健康増進課

全国がん登録届出マニュアル2016

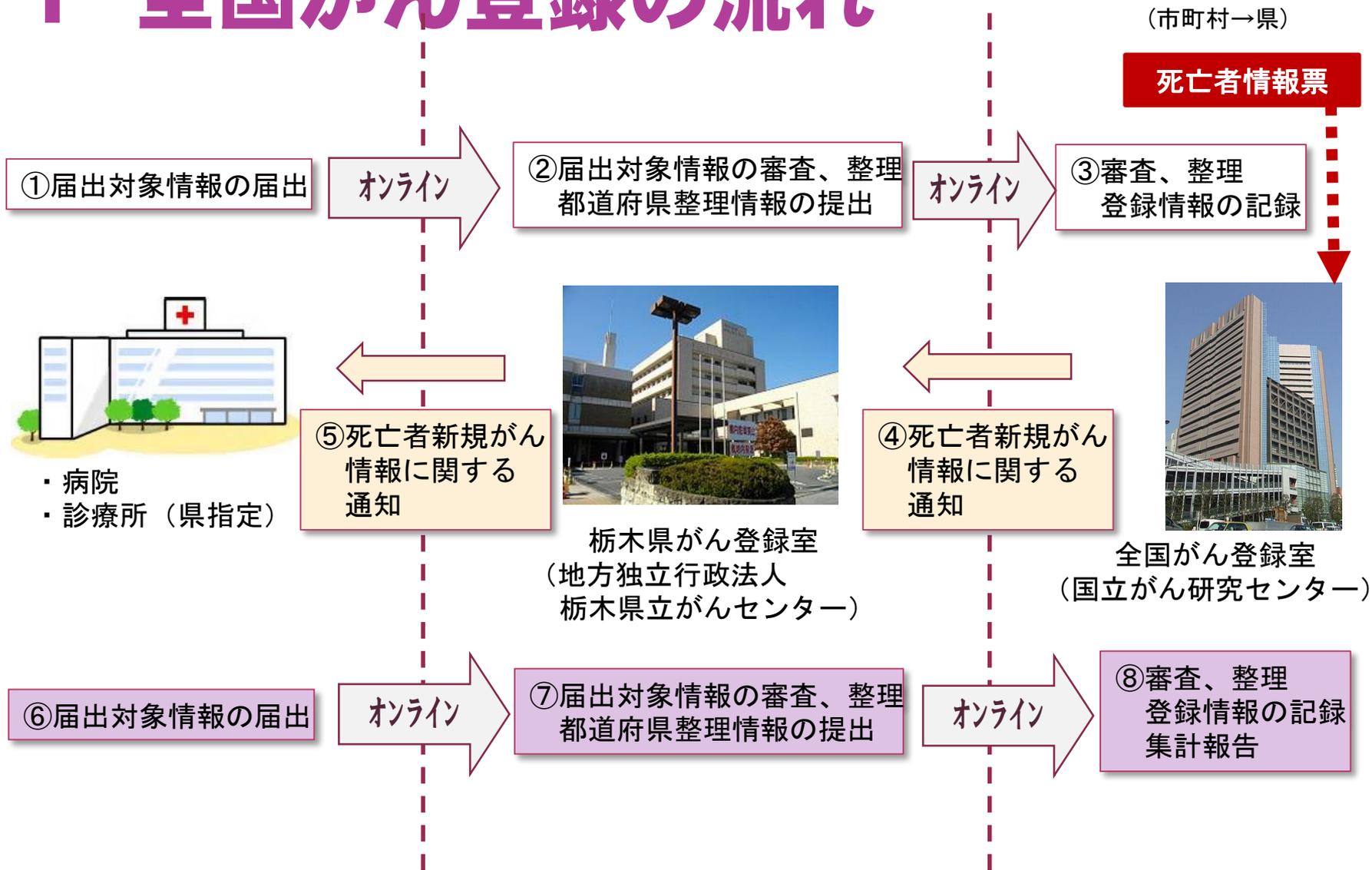
- 医療機関向け(実務用)
- 届出情報の作成にあたり、必要な事項をまとめたもの
- 章立て
 1. 届出の対象と方法
 2. 届出項目について
 3. 死亡者新規がん情報に関する通知に基づく届出
 4. 付録



- 国立がん研究センターがん対策情報センターホームページ

http://ganjoho.jp/reg_stat/can_reg/national/hospital/index.html

1 全国がん登録の流れ



2 届出の対象

マニュアル P. 2-5

平成28年1月1日以降に県内の医療機関で診断された原発性のがん

- 自施設でそのがんに関して初めて診断もしくは治療を行った場合に、届出の対象としてください。
☆患者住所地や入院/外来を問いません。

3 届出の期限

マニュアル P. 7-9

- 原発性のがんについて初回の診断が行われたとき、一定の期間内に当該がんに関する情報を届け出ます。



当該がんが初回に診断された日の属する年の翌年末まで



4 届出の流れ

マニュアル P. 10-13

全国がん登録支援サイト



届出用
ファイル

【ファイルのタイプ】

- ①直接入力
- ②データ添付

(A) 届出件数が少ない場合

カルテから抽出したがん患者の情報



届出用
ファイル
①

オンライン



栃木県がん登録室
(地方独立行政法人
栃木県立がんセンター)

がん患者の
カルテから抽出した
情報

届出情報
(CSV)

Hos-CanR Lite等を用いて電子化

添付

届出用
ファイル
②

作成されたファイルは
暗号化される

(B) 届出件数が多い場合

(参考) 全国がん登録届出支援サイト

がん情報サービス ganjoho.jp |  **がん登録・統計** [サイトマップ](#) [お問い合わせ](#)

がん登録統計がん対策

がん登録

→ [全国がん登録](#)

- [全国がん登録とは](#)
- [病院・診療所向け情報](#)
- [都道府県担当部署一覧](#)
- [よくあるご質問と回答 \(FAQ\)](#)
- [全国がん登録届出支援サイト](#)
- [Hos-CanR Liteの提供](#)
- [全国がん登録制度市民向け説明会](#)

→ [院内がん登録](#)

→ [地域がん登録](#)

→ [がん登録とがん対策](#)

[全国がん登録とは](#)

HOME > [がん登録](#) > [全国がん登録](#) > [病院・診療所向け情報](#)

病院・診療所向け情報

2016年1月に開始された「全国がん登録」の実施において、病院等（※）の管理者が、原発性のがんについて、当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出る情報の作成にあたり、必要な事項や支援アプリケーションソフトウェアを掲載しています。

※病院等とは、がん登録等の推進に関する法律（法律第111号、平成25年12月13日交付）が定める病院又は、規定に基づき指定された診療所のことをいいます。

※全国がん登録については、下記の都道府県担当部署までお問い合わせください。

- [都道府県担当部署一覧](#)
- [よくあるご質問と回答 \(FAQ\)](#)

■ 届出項目等

-  [全国がん登録 届出マニュアル 2016 \(修正済み\) \(PDF:5.069KB\)](#)
-  [修正履歴 \(PDF:140KB\)](#)

■ 届出支援ソフトウェア・アプリケーションソフトウェアダウンロード

- [全国がん登録届出支援サイト](#)
-  [電子届出票 病理診断・形態一覧 \(PDF:1,314KB\)](#)
- [病院・診療所向け全国がん登録届出項目保存アプリケーション \(Hos-CanR Lite\) の提供](#)

5 データの提出方法

届出情報は電子ファイル化し、平成29年度から運用されるがん登録オンラインシステムを利用して、オンラインによる届出を行う。

《オンライン届出開始までのお願い》

- 届出対象となるがんに関する情報は各医療機関において保管してくださるようお願いいたします。
 - ※保管先はインターネット接続されていない環境にお願いいたします。
- 平成28年度中に届出を行う希望がある場合には受理する予定ですが、データは電子媒体(CD-R等)に格納して、レターパックを利用した上で届け出ただくこととなりますので、事前に当課宛て御連絡してください。

6 開示の制限等

マニュアル P.5

- がん情報の届出は病院と指定された診療所の義務です。
- そのため、届出に関して患者本人の同意は求められていません。
- 患者が登録を拒否しても、これに応じることはできません。
- 患者本人が登録の削除又は開示を希望しても、国や県は応じることはできないとされています。

(参考) 地域がん登録と全国がん登録の比較

	地域がん登録	全国がん登録
実施主体	県	国
届出対象	平成27年12月31日までの 診断症例	平成28年1月1日以降の診断 症例
届出期間	—	診断年の翌年末まで
届出義務	なし	あり（全ての病院、指定さ れた診療所）
届出項目	25項目	26項目 マニュアル P. 15-
届出先	県（栃木県立がんセンター）	
予後情報の提供	不可	可（届出医療機関、市町）
謝金	あり	なし

全国がん登録に関するお問い合わせ

- 保健福祉部健康増進課（生活習慣病医療担当）

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20

TEL:028-623-3096 / FAX:028-623-3920

E-mail:kenko-zoshin@pref.tochigi.lg.jp

～＊～お問い合わせに当たってのお願い～＊～

- 原則として電子メール又はFAXでご連絡ください。
- 特に登録の**実務**に関する事項は書面でお願いします。
- 質問票は下記サイトからダウンロードできます。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/cancer/documents/canreg_inquiry.html